

医療保険契約書別紙（兼重要事項説明書）

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会医療法人 健進会
主たる事業所の所在地	〒956-0025 新潟市秋葉区古田 610 番地
代表者（職名・氏名）	理事長 豊島 宗厚
設立年月日	平成 5 年 12 月 2 日
電話番号	(0250) 24-5311

2. 訪問看護ステーションにいつの概要

法人名	社会医療法人 健進会
事業所名	訪問看護ステーションにいつ
所在地	〒 956-0863 新潟市秋葉区日宝町 5 番 25 号
管理者の氏名	小林 富貴子
電話番号	(0250) 24-8211

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	主治医が必要性を認めた場合、利用者の有する能力に応じ、生活の質の確保および向上を図るとともに、利用者が可能な限り安心して住み慣れた地域社会や家庭で療養できるよう支援するため、サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、健康保険法その他関係法令およびこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の心身の機能・維持回復、もしくは病状悪化の防止のため、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振替休日を含む）および年末年始（12月30日午後から1月3日まで、お盆（8月13日午後、8月15日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

5. 訪問看護職員数（管理者を含む）

従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 人・非常勤 人
理学療法士	常勤 人
作業療法士	常勤 人
事務員	常勤 人

6. 提供するサービスの内容

- 血圧、熱、脈拍などの病状観察
- 清拭、入浴、着替え、オムツ交換、足浴などの清潔に関する援助
- 廃用症候群の予防
- 寝たきりや麻痺のある方等の機能訓練、移乗の介助、散歩など総合的な自立支援に向けたリハビリテーション
- 褥瘡の予防や手当てに関する援助
- 医療処置の必要な方（経管栄養、尿道カテーテル、インスリン注射、人工肛門、吸引など）への援助
- ご家族への助言、介護指導、療養相談など
- ご自宅で最期まで過ごしたい方への支援（ターミナルケア）
- 精神的な援助を必要とする方への支援
- 服薬管理 など

7. 訪問看護計画とサービスの内容

訪問看護の開始に際しては主治医による「訪問看護指示書」に従い、「訪問看護計画書」を作成し、サービス提供後は「訪問看護報告書」を作成します。それらを主治医に提出するとともに、密接な連携を行います。

8. 訪問看護利用料

訪問看護基本療養費		1割の方	2割の方	3割の方
訪問看護基本療養費（Ⅰ）（1日につき）				
週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
訪問看護基本療養費（Ⅱ）（同一建物居住者 1日につき）				
(1) 同一日に2人 週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
(2) 同一日に3人以上 週3日目まで	2,780円	278円	556円	834円
週4日目以降	3,280円	328円	656円	984円
訪問看護基本療養費（Ⅲ） 外泊中の訪問看護	8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護基本療養費（Ⅰ）（Ⅱ）の加算項目		1割の方	2割の方	3割の方
難病等複数回訪問看護加算				
1日に2回訪問の場合	4,500円	450円	900円	1,350円
1日に3回以上訪問の場合	8,000円	800円	1,600円	2,400円
* 別に厚生労働大臣が定める利用者の場合に限る				
緊急訪問看護加算（在宅診療医の指示による訪問）				
月14日目まで（1日につき）	2,650円	265円	530円	795円
月15日目以降（1日につき）	2,000円	200円	400円	600円

長時間訪問看護加算（週1回まで）	5,200円	520円	1,040円	1,560円
※別に厚生労働大臣が定める者の場合は週3回まで可				
複数名訪問看護加算（週1回まで）	4,500円	450円	900円	1,350円
夜間・早朝・深夜加算（1日にそれぞれ1回ずつまで）				
夜間（18:00～22:00）	2,100円	210円	420円	630円
早朝（6:00～8:00）	2,100円	210円	420円	630円
深夜（22:00～6:00）	4,200円	420円	840円	1,260円
精神科訪問看護基本療養費		1割の方	2割の方	3割の方
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）				
週3日まで	30分以上 5,550円	555円	1,110円	1,665円
	30分未満 4,250円	425円	850円	1,275円
週4日目以降	30分以上 6,550円	655円	1,310円	1,965円
	30分未満 5,100円	510円	1,020円	1,530円
精神訪問看護基本療養費（Ⅲ）（同一建物居住者）				
同一日に2人	週3日まで	30分以上 5,550円	555円	1,110円
		30分未満 4,250円	425円	850円
	週4日目以降	30分以上 6,550円	655円	1,310円
		30分未満 5,100円	510円	1,020円
同一日に3人	週3日まで	30分以上 2,780円	278円	556円
		30分未満 2,130円	213円	426円
	週4日目以降	30分以上 3,280円	328円	656円
		30分未満 2,550円	255円	510円
精神科基本療養費（Ⅳ）	外泊中の訪問看護 8,500円	850円	1,700円	2,550円
精神科訪問看護基本療養費の加算		1割の方	2割の方	3割の方
精神科緊急訪問看護加算（主治医の指示により訪問）				
	月14日目まで（1日につき）	2,650円	265円	530円
	月15日目以降（1日につき）	2,000円	200円	400円
長時間精神科訪問看護加算（週1回まで）	5,200円	520円	1,040円	1,560円
※別に厚生労働大臣が定める者の場合				
複数名精神科訪問看護加算				
	1日に1回の場合	4,500円	450円	900円
	1日に2回の場合	9,000円	900円	1,800円
	1日に3回以上の場合	14,500円	1,450円	2,900円
夜間・早朝・深夜加算（1日にそれぞれ1回ずつまで）				
夜間（18:00～22:00）	2,100円	210円	420円	630円
早朝（6:00～8:00）	2,100円	210円	420円	630円
深夜（22:00～6:00）	4,200円	420円	840円	1,260円
精神科重症患者支援管理加算（月1回、6月を限度）				

重症患者等のうち、集中的な支援を必要とする患者	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
重症患者等	5,800 円	580 円	1,160 円	1,740 円
* 精神科在宅患者支援管理料 2 を算定する利用者				
精神科複数回訪問看護加算				
訪問 2 回/日	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
訪問 3 回以上/日	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
* 精神科在宅患者支援管理料を算定する利用者				
訪問看護管理療養費・訪問看護情報提供療養費・訪問看護ターミナル療養費(精神科)				
訪問看護管理療養費(精神科)				
【月の初回】				
機能強化型訪問看護管理療養費 1	13,230 円	1,323 円	2,646 円	3,969 円
機能強化型訪問看護管理療養費 2	10,030 円	1,003 円	2,006 円	3,009 円
機能強化型訪問看護管理療養費 3	8,700 円	870 円	1,740 円	2,610 円
上記 1～3 以外の場合	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
訪問看護管理療養費(精神科)				
【月の 2 日目以降】 (1 日につき)				
訪問看護管理療養費 1	3,000 円	300 円	600 円	900 円
訪問看護管理療養費 2	2,500 円	250 円	500 円	750 円
24 時間対応体制加算(月 1 回)	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
特別管理加算 I(月 1 回)	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算 II(月 1 回)	2,500 円	250 円	500 円	750 円
※厚生労働大臣が定める状態にある者				
退院時共同指導加算	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算(特別管理加算の対象者)	+2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算(退院当日の訪問)	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
退院支援指導加算(退院当日の長時間訪問)	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
在宅患者連携指導加算(月 1 回)	3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月 2 回まで)				
	2,000 円	200 円	400 円	600 円
看護・介護職員連携強化加算(月 1 回)	2,500 円	250 円	500 円	750 円
専門管理加算(月 1 回)	2,500 円	250 円	500 円	750 円
* 特定行為研修了または緩和ケア、褥瘡、人工肛門、人工膀胱に関するケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的に実施した場合				
訪問看護医療 D X 情報活用加算(月 1 回)	50 円	5 円	10 円	15 円
訪問看護情報提供療養費 1(月 1 回)	1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 3(月 1 回)	1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円

※死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 回以上、支援体制について説明した上で訪問看護を実施した場合				
訪問看護ベースアップ評価料 I	780 円	78 円	156 円	234 円
訪問看護ベースアップ評価料 II (1~18)	10 円~500 円	事業所実	積により	計算

*平成 30 年度診療報酬改定において、訪問看護からのリハビリテーションは、理学療法士等が看護職員の代わりに行う訪問であることから、看護師も定期的に訪問し利用者の状態を適切に評価し、訪問看護計画書・訪問看護報告書について、看護師と理学療法士等が連携して作成する事となりました。

(3) その他の利用料金（保険外）

- 指定の限度日数を超える訪問看護 実費（訪問看護療養費の額に準ずる）
- 交通費（当訪問看護ステーションからの距離）
 - ・片道 5km 未満 220 円
 - ・片道 5km 以上 340 円
- 90 分を超える訪問看護（30 分ごと） 1,200 円
- 休日における訪問看護加算（1 回につき） 1,500 円
- 訪問看護指示書（指示書の発行月に、主治医の医療機関窓口にて）
- 衛生材料費 実費
- 吸引器(吸入器)の貸し出し 2 ヶ月目から 1 ヶ月毎 1,000 円
- エンゼルケア 10,000 円
- 浴衣 1,175 円
- 口座振替手数料 銀行口座振替 83 円
ゆうちょ銀行口座振替 10 円

9. 各種助成制度について

各種医療費助成制度の申請、取下げをする場合、または更新、変更で資格者証が新しくなった場合は職員へお知らせください。

- 重度障害者医療費助成（障）をお持ちの方は、1 日 250 円で利用できます。
- 特定医療費（指定難病）自立支援医療の方は、自己負担上限額まで複数の指定医療機関で自己負担がかかります。なお、自立支援医療の方はあらかじめ訪問看護を利用することを市町村へ届出してください。
- 70 歳以上の方
 - 外来での負担金（訪問看護、往診、調剤、外来受診などの合算）が下記上限を超えた場合、超えた分が助成されます。支給申請案内が届いてから区役所窓口へ提出してください。
 - 尚、現役並所得で支払が高額になる可能性がある方は区役所に確認して「限度額適用認定証」を申請してください。
- 労災、交通事故で利用する場合は、あらかじめ保険者への届出が必要になります。

10. 支払方法

利用料は、1 ヶ月ごとにまとめてあなたの指定する口座より引き落としとなります。（サービスを利用

した翌々月の末日、祝休日の場合は次の月の初めの平日) また、やむを得ず現金払いになるときは、事業所より発行した「利用料金請求書兼領収書」をお持ちになり、新津医療センター病院の医事課会計窓口でお支払ください。

なお、利用者負担金の受領に係る領収書等については、次の請求書をお渡しする時に一緒に差し上げます。

11. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名 (利用者との続柄)	様()
	電話番号	①
		②

12. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治医および市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けいたします。

事業所相談窓口	責任者	管理者：小林 富貴子
	電話番号	0250-24-8211

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号	025-285-3022
--------	----------------	------	--------------

14. 訪問看護の利用を中止する場合

利用者の都合によりサービスの利用を中止 (キャンセル) する場合は、早目に事業所の担当職員までご連絡ください。キャンセル料は頂きません。

15. 虐待・身体拘束の防止に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する責任者を選定します。

また虐待防止・身体拘束等の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者
に周知徹底を図ります。

虐待防止に関する責任者	管理者： 小林 富貴子
-------------	-------------

- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告します。
- (5) 事業者は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援します。
- (6) やむを得ず身体的拘束を行う場合は、事前に十分な説明の上、利用者または家族等に同意を得るとともに、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16. ハラスメント対策についての事項

事業者は従業者の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント防止に向け取り組みます。

- (1) 事業者は、事業所内だけではなく、サービス提供に関わる全ての事業者（所）および利用者または家族、代理人が相互の優越的な関係を背景とした、いかなる身体的、精神的、性的いやがらせ、いじめ、著しい迷惑行為（以下ハラスメント）を許容しません。
上記のほか、利用者および家族、代理人が事業者および職員個人に対し、正当適切な範囲を超える謝罪、弁償、優遇を強要する言動もハラスメントとして対処します。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により同じ案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 従事者に対しハラスメントに対する基本的な考え方について研修等を実施します。
また定期的に話し合いの場を設け、現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合は、ハラスメント行為者、関係者に法令および国の示すガイドラインに沿って事実確認をし、必要な環境改善措置を講じるとともに、関係機関への連絡、相談をします。措置を講じたうえでも状況が改善しない場合は、事業者の申し出により利用契約の解約をいたします。

17. 衛生管理について

事業者において感染症等が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従事者は清潔の保持および健康状態について必要な管理を行います。
- (2) 事業者の設備および備品等について衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業者における感染症等の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業者における感染症等の予防およびまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従事者に対し、感染症等の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的に行います。

18. 業務継続に向けた取組の強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するためのおよび非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修および訓練を定期的に行います。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、予めご了解ください。
 - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 緊急時呼び出しの場合など、複数の看護師で訪問させて頂くことがあります。予めご了承ください。
また、看護職員に対する要望、ご意見、ご不満がありましたら、遠慮なく管理者にご相談ください。
- (4) 道路事情などで時間通りにお伺いできないことがあります。その場合は電話連絡させていただきます。訪問時間や曜日の変更を希望される場合は訪問看護職員にお伝えください。

以下余白

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

(事業者) 所在地	新潟市秋葉区日宝町5番25号
事業者名	社会医療法人 健進会 訪問看護ステーションにいつ
代表者職・氏名	理事長 豊島 宗厚
説明者職・氏名	管理者 小林 富貴子
	(説明者)

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者 住所 _____
氏名 _____

代理人 私は、利用者本人の意思を確認の上、本人に代わり上記署名を行いました。

署名代行者(または法定代理人)
住所 _____
本人との続柄 _____
氏名 _____

立会人 私は、()として、この契約に立ち合いました。

立会人 住所 _____
氏名 _____